

令和5年8月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和4年(ワ)第15678号 特許権侵害差止等請求事件

口頭弁論終結日 令和5年6月7日

判 決

5

原 告 株 式 会 社 ニ ー ド

同訴訟代理人弁護士 田 仲 剛

同 補 佐 人 弁 理 士 神 澤 淳 子

被 告 ヴィレックス合同会社

10

同訴訟代理人弁護士 服 部 謙 太 朗

同 補 佐 人 弁 理 士 富 永 浩 司

主 文

1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

15

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 被告は、別紙被告製品目録記載の各製品を製造し、譲渡し、輸入し、輸出し、譲渡の申出をし、又は譲渡のために展示してはならない。

20

2 被告は、前項の各製品及びその半製品（前項の各製品の構造を具備しているが製品として完成するに至らないもの）及び前項の各製品の製造に供する金型を廃棄せよ。

3 被告は、原告に対し、373万4500円及びこれに対する令和4年3月25日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

25

本件は、発明の名称を「折畳み式テント」とする特許第5595570号の特許（以下「本件特許」という。）に係る特許権（以下「本件特許権」という。）を有する原告が、被告による別紙被告製品目録記載の各製品（以下「被告各製品」という。）の製造、譲渡等が本件特許権の侵害に当たると主張して、被告

5 に対し、特許法 100 条 1 項に基づき被告各製品の製造、譲渡等の差止めを、
同条 2 項に基づき被告各製品及びその半製品等の廃棄を、特許権侵害の不法行
為に基づく損害賠償として 373 万 4500 円及びこれに対する不法行為の日
である令和 4 年 3 月 25 日から支払済みまで民法所定の年 3 パーセントの割合
による遅延損害金の支払を、それぞれ求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに後掲証拠及び弁論の全趣旨によ
り容易に認められる事実）

(1) 当事者

10 ア 原告は、避難用パーティション等の防災用品の開発、製造、販売等を目
的とする株式会社であり、本件特許権を有している。

イ 被告は、コロナ対策関連商品や防災商品の製造、販売、卸等を目的とす
る合同会社である。

(2) 本件特許

15 ア 原告は、平成 25 年 9 月 4 日、本件特許に係る特許出願（特願 2013
ー 183512。以下「本件出願」という。）をし、平成 26 年 8 月 15
日、本件特許権の設定登録（請求項の数 4）を受けた（甲 1、2。以下、
本件出願の願書に添付された明細書及び図面を併せて「本件明細書」とい
う。また、本件明細書の発明の詳細な説明中の段落番号を【0001】な
どと記載し、図を「図 1」などという。）。

20 イ 本件特許の特許請求の範囲の請求項 1 の記載は、次のとおりである（以
下、同請求項に係る発明を「本件発明」という。）。

【請求項 1】

25 角部が湾曲した略矩形状可撓性幕の外周縁に弾性に富んだ無端フレー
ムが付設されて 1 枚の略矩形状壁面が形成され、4 枚の略矩形状壁面の
内、相隣る 2 枚の略矩形状壁面の互いに対応する側縁を除く他の側縁が
相互に折畳み可能に順次連続して連結されるとともに、前記相隣る 2 枚
の略矩形状壁面の互いに対応する側縁は、着脱可能な接合手段を介して
接合されることにより、前記 4 枚の略矩形状壁面でもって筒状周壁部が

構成され、

前記接合手段を介して接合される側縁を有する 2 枚の略矩形状壁面の内、いずれか一方の略矩形状壁面には開閉自在な扉部が形成され、

5 前記接合手段を介して接合される側縁を有する 2 枚の略矩形状壁面により開閉自在な両壁面開口部が設けられたことを特徴とする折畳み式テント。

ウ 本件発明を構成要件に分説すると、次のとおりである（以下、分説した構成要件を符号に対応させて、「構成要件 A」などという。）。

10 A 角部が湾曲した略矩形状可撓性幕の外周縁に弾性に富んだ無端フレームが付設されて 1 枚の略矩形状壁面が形成され、

B 4 枚の略矩形状壁面の内、相隣る 2 枚の略矩形状壁面の互いに対応する側縁を除く他の側縁が相互に折畳み可能に順次連続して連結されるとともに、

15 C 前記相隣る 2 枚の略矩形状壁面の互いに対応する側縁は、着脱可能な接合手段を介して接合されることにより、前記 4 枚の略矩形状壁面でもって筒状周壁部が構成され、

D 前記接合手段を介して接合される側縁を有する 2 枚の略矩形状壁面の内、いずれか一方の略矩形状壁面には開閉自在な扉部が形成され、

20 E 前記接合手段を介して接合される側縁を有する 2 枚の略矩形状壁面により開閉自在な両壁面開口部が設けられたことを特徴とする

F 折畳み式テント。

(3) 被告の行為等

ア 被告は、遅くとも平成 29 年 7 月 28 日から、業として、被告各製品を譲渡し、譲渡の申出をし、譲渡のために展示をしている。

25 イ 被告各製品の構成は、次のとおりである（ただし、下線部の構成には争いがある。）。

a 角部が湾曲した略矩形状の可撓性幕の平面部 18（別紙写真目録の写真 1 ないし 7 参照。同写真において被告各製品の説明のために付された

付番について以下同じ。)、28、38、48の外周縁に枠体17、27、37、47が付設されて1枚の板状体10、20、30、40(以下、順に「第1板状体10」、「第2板状体20」などという。)が形成され、

b 接合部60により連結される第4板状体40及び第1板状体10の対向部45b及び15a、対向部15b及び25a、対向部25b及び35a並びに対向部35b及び45aのそれぞれが、相互に折り畳み可能に順次連続して連結されるとともに、

c 第1板状体10ないし第4板状体40が、一方向に延びる側面シート体とされている場合において、第4板状体40及び第1板状体10の間の連結が着脱可能な接合部60を介して「OFF」状態から「ON」状態に遷移させられ、第4板状体40及び第1板状体10が接合部60により接合されることにより、第1板状体10ないし第4板状体40は筒状体とされ、

d 第1板状体10の平面部18に、開閉自在な扉部19が形成され、

e 接合部60を介して接続される対向部45b、15aを有する第4板状体40及び第1板状体10により開閉自在な開口65が設けられたことを特徴とする

f テント1

ウ 被告各製品は、構成要件A、CないしFを充足する。

2 争点

(1) 構成要件Bの充足性(争点1)

(2) 本件特許に対する無効の抗弁の成否(争点2)

ア 米国特許第6782905号明細書(乙2。以下「乙2文献」という。)を主引用例とする新規性又は進歩性欠如(争点2-1)

イ 補正要件違反(争点2-2)

ウ サポート要件違反(争点2-3)

エ 実施可能性要件違反(争点2-4)

オ 明確性要件違反(争点2-5)

(3) 原告の損害及び損害額（争点3）

第3 争点に関する当事者の主張

1 争点1（構成要件Bの充足性）について

（原告の主張）

5 (1) 「相隣る2枚の略矩形状壁面の互いに対応する側縁を除く」の意義について

構成要件Bの「除く」は、一般的には「加えない。除外する。別にする。」
（広辞苑 第七版）という意味を有している。このような「除く」の通常の
用いられ方に照らせば、「除く」の文言は、構成要件Bの「相隣る2枚の略
10 矩形状壁面の互いに対応する側縁」の部分にかかっていると解釈するのが合理的である。

被告は、「他の側縁」が、「相互に折り畳み可能」であることを「除く」、
「順次連続して」いることを「除く」、「連結され」ていることを「除く」と
解釈すべきと主張するが、そのような解釈は本件明細書の発明の詳細な説明
15 及び図面のどこからも読み取ることはできないし、「～を除く」の通常の用
いられ方からしても不合理である。

(2) 「連続して連結される」の意義について

構成要件Bの構成は、本件明細書の【0021】及び【0022】並びに
図7及び図8（図7及び図8は、別紙図面目録1記載の図面参照。以下同
20 じ。）に詳細に説明されている。例えば、本件明細書の【0021】には、
「筒状周壁部1では、図7に図示されるように、4枚の壁面2、3、4、5
の各両側縁2a、2b、3a、3b、4a、4b、5a、5bの内、側縁3
aと4b、4aと5b、5aと2bとを相互に折り畳み可能に連結し、側縁2
aと3bとを後述する接合手段23で接合することで筒状周壁部1が構成さ
25 れている。」と記載されているし、【0022】には、「図7に図示されるよ
うに、正壁面2の右側縁2aと右壁面3の左側縁3bとは前記接合手段23
により、一体に接合され、または分離される。」と記載されている。

また、図7は、接合手段23が接合されて筒状周壁部1が構成された状態

を、図 8 は、接合手段 2 3 が分離されて両壁面開口部 2 4 が開放された状態をそれぞれ示しているところ、図 7 にも図 8 にも、接合手段 2 3 を備えた側縁 2 a と 3 b 以外の側縁（側縁 3 a と 4 b、4 a と 5 b、5 a と 2 b）部分が分離・開放された状態は図示されていない。

5 このように、本件明細書の【0 0 2 1】及び【0 0 2 2】並びに図 7 及び図 8 の記載を考慮すれば、本件発明は、接合手段 2 3 を備えた側縁 2 a と 3 b 以外の側縁（すなわち、側縁 3 a と 4 b、4 a と 5 b、5 a と 2 b）が分離できない構成を採用していることが明らかであるから、構成要件 B の「連続して連結され」という文言は、分離が不可能に連結している構成を意味しているといえる。

10 以上によれば、構成要件 B は、分離が可能な構成である「互いに対応する側縁（面ファスナー設置部）」を「除く（加えない。除外する。別にする）」他の側縁については分離が不可能に連結しているという構成を示しているといえる。

15 (3) 被告各製品について

被告各製品は、各部が湾曲した略矩形状ナイロン生地の外周縁に無端スチールスプリングフレームが付設されて 1 枚の略矩形状壁面が形成されており、この略矩形状壁面 4 枚により、筒状周壁部が構成されている。接合部 6 0 により連結される第 1 板状体 1 0 と第 4 板状体 4 0 の対向部 4 5 b と 1 5 a
20 （面ファスナー設置部）は分離及び開放可能であり、「連続して連結され」ていない一方、対向部 4 5 b と 1 5 a を除く他の対向部（すなわち、対向部 1 5 b と 2 5 a、対向部 2 5 b と 3 5 a 及び対向部 3 5 b と 4 5 a）が、相互に折畳み可能に順次連続して連結されている。

したがって、被告製品の構成 b は、「第 1 及び第 4 板状体 4 0、1 0 の対
25 向部 4 5 b 及び 1 5 a（面ファスナー設置部）が分離・開放可能で「連続して連結され」ていない一方、対向部 4 5 b 及び 1 5 a を除く他の対向部（すなわち、対向部 1 5 b 及び 2 5 a、対向部 2 5 b 及び 3 5 a 並びに対向部 3 5 b 及び 4 5 a）が、分離・開放不可能で、相互に折畳み可能に順次連続し

て連結されている」と認められるから、分離が可能な「互いに対応する側縁（面ファスナー設置部）」を「除く（加えない。除外する。別にする）」他の側縁については分離が不可能に連結しているという構成（前記(2)）を有しているといえ、被告各製品は、構成要件Bを充足する。

5 (被告の主張)

(1) 「相隣る 2 枚の略矩形状壁面の互いに対応する側縁を除く」の意義について

10 本件明細書の実施例では、「除く」という文言を用いて本件発明の実施例を説明した記載はない。このため、本件明細書からは「除く」という語句の意義は一義的には明確ではない。

そこで、「除く」の通常の用法を参照すると、「除く」という語句は一般的に、「加えない。除外する。別にする。」と説明されており、その用例として「二人を一・いて誰も知らない」といったものなどが示されている（広辞苑第七版）。上記の「二人を一・いて誰も知らない」という用例では、二人は知っているが、それ以外の者は知らないという意味となるように、「別にす

15 る」もの（上記の用例だと「二人」）と「別にされない」もの（上記の用例だと二人「以外の者」）とでは、異なる性質・構成を有する（上記の用例だと「知らない」）ことを意味すると解すべきである。

そうすると、構成要件Bは、除かれた側縁、すなわち「相隣る 2 枚の略矩形状壁面の互いに対応する側縁」は、「相互に折り畳み可能に」、「順次連続して」、「連結され」という構成を、いずれも有してはならないということ

20 ことを規定していることになる。

(2) 「連続して連結される」の意義について

ア 構成要件Bの「連続」とは、「つらなりつづくこと。切れ目がなくつづくこと。」という意味であるから、「他の側縁」が「連続して連結される」とは、「他の側縁」が、他の壁面の側縁と該側縁の延伸方向に沿ってつらなりつづいた状態であることを意味する。

25

原告は、上記「連続して連結」の意義について、分離が不可能に連結

している構成を意味していると主張するが、「連続」が上記のような意味を有していることからすると、「連続して連結される」を、「分離が不可能に連結される」と解釈することはできない。

イ 原告は、【００２１】及び【００２２】並びに図７及び図８の記載を根拠として上記原告の主張を採用すべきであると主張する。

しかし、本件発明は、４枚の壁面のうち、特定の壁面の両側縁の構成について特定しているのではなく、４枚の壁面全ての側縁が本件発明で特定されている構成を有することを規定しているといえる。原告は、「相隣る２枚の略矩形状壁面の互いに対応する側縁」は側縁２aと側縁３bに限定され、他の側縁はすべて「他の側縁」となることを前提として、「連続して連結」の意義について主張しているが、特許請求の範囲には、構成要件Ｂの「相隣る２枚の略矩形状壁面の互いに対応する側縁」を、特定の壁面の両側縁に限定するといった記載はない。原告の主張は、「相隣る２枚の略矩形状壁面の互いに対応する側縁」が、実施例の側縁２aと側縁３bに限定されることを前提としている点で誤りがあるから、実施例の記載を根拠とした原告主張の解釈は採り得ない。

また、原告が主張する【００２１】及び【００２２】並びに図７及び図８には、側縁３aと４b、４aと５b、５aと２bが分離不可能であるといった明示的な記載はなく、分離可能であったとしても発明として成り立つものである。

さらに、【００２１】では、「連結」と表現していた構成について、【００３２】では「接合」と表現していることからすると、両者は同義であるといえ、原告の主張を前提とすると、「接合」も分離可能ということになるはずである。そして、【００３２】では「４枚の壁面２、３、４、５の各両側縁２a、２b、３a、３b、４a、４b、５a、５bを相互に折畳み可能に接合する」と記載されているから、側縁２aと３b以外の側縁も分離可能となり、原告の主張と整合しない。

よって、原告の上記主張は理由がない。

(3) 被告各製品について

被告各製品は、「相隣る 2 枚の略矩形状壁面の互いに対応する側縁」（すなわち、互いに対応する側縁（以下「対向部」ということがある。） 4 5 b と 1 5 a、対向部 1 5 b と 2 5 a、対向部 2 5 b と 3 5 a 及び対向部 3 5 b と 4 5 a）のそれぞれが、他の壁面の側縁と該側縁の延伸方向に沿ってつながりつづいた状態となっており、「相互に折り畳み可能に順次連続して連結され」ているのだから、前記(1)及び(2)の解釈を前提とすると、構成要件 B を充足しない。

2 争点 2－1（乙 2 文献を主引用例とする新規性又は進歩性欠如）について
（被告の主張）

本件発明は、以下のとおり、乙 2 文献に記載された発明と同一であるか、同発明に基づき、本件出願前に当業者が容易に発明をすることができたものであって、特許法 2 9 条 1 項 3 号又は 2 項の規定により特許を受けることができないものであるから、本件特許は、同法 1 2 3 条 1 項 2 号に該当し、特許無効審判により無効とされるべきものと認められ、同法 1 0 4 条の 3 第 1 項により本件特許権の行使は認められない。

(1) 乙 2 文献に記載された発明の認定について

本件特許の出願日より前である平成 1 6 年 8 月 3 1 日に公開された乙 2 文献には、次の構成を有する発明（以下「乙 2 発明」という。）が記載されていると認められる（以下、乙 2 発明の構成を「乙 2 a」などという。）。

乙 2 a 角部が湾曲した略矩形状布材の外周縁に弾性に富んだフレームが付設されて 1 枚の略矩形状壁面が形成され

乙 2 b サイドパネル及びエンドパネルからなる 4 枚の略矩形状壁面の内、エンドパネルとサイドパネルの着脱部となる側縁を除く他の側縁が相互に折畳み可能に順次連続して連結されるとともに、

乙 2 c エンドパネルとサイドパネルの着脱部となる側縁は、ジッパーや紐等の手段を介して取り付けられることにより、前記 4 枚のサイドパネル及びエンドパネルでもって筒状周壁部が構成され、

乙 2 d 前記手段を介して取り付けられる側縁を有する 2 枚の略矩形状のサイドパネル及びエンドパネルの内、エンドパネルには開閉自在な扉部が形成され、

5 乙 2 e 前記手段を介して取り付けられる側縁を有する 2 枚の略矩形状のサイドパネル及びエンドパネルにより開閉自在な両壁面開口部が設けられたことを特徴とする

乙 2 f 折畳み式テント

(2) 本件発明と乙 2 発明の対比について

ア 構成要件 A について

10 構成要件 A は「角部が湾曲した略矩形状可撓性幕の外周縁に弾性に富んだ無端フレームが付設されて 1 枚の略矩形状壁面が形成され、」であるのに対し、乙 2 a は「角部が湾曲した略矩形状布材の外周縁に弾性に富んだフレームが付設されて 1 枚の略矩形状壁面が形成され」である。そして、乙 2 発明のフレームが無端フレームに相当することは、乙 2 文献の図面等
15 から明らかである。

よって、本件発明と乙 2 発明は、構成要件 A に係る構成を備える点において一致する。

イ 構成要件 B について

20 構成要件 B は「4 枚の略矩形状壁面の内、相隣る 2 枚の略矩形状壁面の互いに対応する側縁を除く他の側縁が相互に折畳み可能に順次連続して連結されるとともに、」であるのに対し、乙 2 b は「サイドパネル及びエンドパネルからなる 4 枚の略矩形状壁面の内、エンドパネルとサイドパネルの着脱部となる側縁を除く他の側縁が相互に折畳み可能に順次連続して連結されるとともに、」であり、両者は一致する。

25 よって、本件発明と乙 2 発明は、構成要件 B に係る構成を備える点において一致する。

ウ 構成要件 C について

構成要件 C は「前記相隣る 2 枚の略矩形状壁面の互いに対応する側縁は、

着脱可能な接合手段を介して接合されることにより、前記４枚の略矩形状壁面でもって筒状周壁部が構成され、」であるのに対し、乙２ｃは「エンドパネルとサイドパネルの着脱部となる側縁は、ジッパーや紐等の手段を介して取り付けられることにより、前記４枚のサイドパネル及びエンドパネルでもって筒状周壁部が構成され、」である。

そして、乙２発明において、エンドパネルとサイドパネルは、短いジッパーや紐により取り付けられるのであるから、構成要件Ｃの「接合」に相当する。

よって、本件発明と乙２発明は、構成要件Ｃに係る構成を備える点において一致する。

エ 構成要件Ｄについて

構成要件Ｄは「前記接合手段を介して接合される側縁を有する２枚の略矩形状壁面の内、いずれか一方の略矩形状壁面には開閉自在な扉部が形成され、」であるのに対し、乙２ｄは「前記手段を介して取り付けられる側縁を有する２枚の略矩形状のサイドパネル及びエンドパネルの内、エンドパネルには開閉自在な扉部が形成され、」であり、本件発明と乙２発明は、構成要件Ｄに係る構成を備える点において一致する。

オ 構成要件Ｅについて

構成要件Ｅは「前記接合手段を介して接合される側縁を有する２枚の略矩形状壁面により開閉自在な両壁面開口部が設けられたことを特徴とする」であるのに対し、乙２ｅは「前記手段を介して取り付けられる側縁を有する２枚の略矩形状のサイドパネル及びエンドパネルにより開閉自在な両壁面開口部が設けられたことを特徴とする」であり、本件発明と乙２発明は、構成要件Ｅに係る構成を備える点において一致する。

カ 構成要件Ｆについて

構成要件Ｆは「折畳み式テント」であるのに対し、乙２ｆは「折畳み式テント」であり、本件発明と乙２発明は、構成要件Ｆに係る構成を備える点において一致する。

(3) 一致点及び相違点について

前記(2)のとおり、本件発明と乙2発明は、本件発明の各構成を備える点において一致する。

原告は、本件発明と乙2発明は、次のア及びイの点で相違すると主張するが、原告の主張は、次のとおり理由がない。

ア 原告は、仮に、構成要件Bの「除く」について前記1（被告の主張）

(1)の解釈を前提としたとしても、本件発明は、「相隣る2枚の略矩形状壁面の互いに対応する側縁を除く他の側縁」すなわち4か所の側縁のうち3か所が分離不可能に連結し、「相隣る略矩形状壁面の互いに対応する側面」すなわち4か所の側縁のうち1か所においてのみ分離可能となっているのに対し、乙2発明の「相隣る2枚の略矩形状壁面の互いに対応する側縁」は、4か所の側縁のうち2か所において分離可能となっており、4か所の側縁のうち1か所が分離可能となっているわけではないとの点において相違する（以下、「相違点1」ということがある。）と主張する。

しかし、前記1（被告の主張）(2)のとおり、「連続して連結される」という意義が、分離不可能であることを意味するとの解釈をとることは相当ではなく、「他の側縁」が「連続して連結される」とは、「他の側縁」が、他の壁面の側縁と該側縁の延伸方向に沿ってつらなりつづいた状態であることを意味するにすぎない。

そして、乙2発明は、4枚のサイドパネル及びエンドパネルでもって筒状周壁部が構成されており、これらのサイドパネルとエンドパネルの側縁はつらなりつづいた状態となっているのだから、「連続して連結」との構成の点で、本件発明と一致している。

また、乙2文献では、「上記のように完全に着脱可能なエンドパネルに加えて、エンドパネルが、底部パネルおよび一方のサイドパネルから着脱可能であり、他方のサイドパネルにヒンジ結合されていることも可能である。」と記載されているように、乙2発明のエンドパネルは、完全に着脱可能である必要はなく、他のサイドパネルから一方の側縁のみを着

脱可能とすることは可能である。

さらに、乙2文献では、「少なくとも1つの着脱式側部パネル」（すなわちエンドパネル）と特定されているため、乙2発明において、2枚あるエンドパネルのうち、いずれかのエンドパネルだけを着脱可能とすることも可能である。

これらの記載からすると、乙2発明では、2枚のサイドパネルと1枚のエンドパネルを分離不可能に連続して連結する一方で、1枚のエンドパネルについては、一方の側縁はサイドパネルから着脱可能（すなわち接合されている状態）な構成とし、他の側縁についてはサイドパネルにヒンジ結合（すなわち、分離不可能に連続して連結されている状態）する構成、すなわち「互いに対応する側縁を除く他の側縁」が分離不可能に連結される構成も含まれる。

したがって、構成要件Bの「連続して連結される」という意義について、いずれの解釈を採用したとしても、乙2発明は「相隣る2枚の略矩形状壁面の互いに対応する側縁を除く他の側縁」（すなわち、4か所の側縁のうち3か所）が分離不可能に連結している構成を含んでいるから、本件発明と一致している。

イ 原告は、構成要件Eにおける「開閉自在な両壁面開口部」という文言は、壁面の開放部分にフレームやファスナー等が存在しない構成を意味しているから、本件発明は、「開閉自在な両壁面開口部」の底面にはフレームやファスナー等が存在しない構成を有しているのに対し、乙2発明は、壁面開口部の底面にファスナー等の取付手段が存在するから、本件発明と乙2発明はこの点において本件発明と相違する（以下、「相違点2」ということがある。）と主張する。

しかし、「開閉自在な両壁面開口部」の文言の解釈の点においては、そのような限定は存在しておらず、原告の主張は理由がない。

また、乙2発明のエンドパネルは、底部パネルと紐等により「着脱可能」であれば足り、必ず底部と接続されている必要はない。この点、エンドパ

ネルが底部パネルと接続状態にない場合、側縁に設けられている接合手段を外すことにより、２枚の略矩形状壁面により開閉自在な両壁面開口部として機能することは自明である。

さらに、乙２文献には、「実施例ではジッパーが使用され、エンドパネルをボトムパネル及びサイドパネルに取り付けるための好ましい手段であるが、単純な紐や布の長さなどの他の取り付け手段を使用してサイドパネルを結び付けてもよいことは明らかである」との記載があり、乙２発明の開放部分にファスナーに代えて紐を用いることも可能である。その場合、同開放部分にはファスナーもテントのフレームも存在しないことになり、本件発明と乙２発明は、壁面開口部の底面の開放部分にファスナー等の取付手段が存在しない点において一致するから、この点は相違点とならない。

(４) 当業者は相違点に係る本件発明の構成を容易に想到できることについて

ア 相違点１について

(ア) 本件発明において、一つの側縁を分離可能とし、この側縁を使用して開閉自在な壁面開口部を設けることについては一定の技術的意義はあるかもしれないが、他の側縁について分離不可能な構成とすることについては、何ら技術的意義はない。

そして、ある側縁を分離不可能とするか分離可能とするかは設計事項である以上、仮に相違点１があるとしても、乙２発明においてこの点を分離不可能とすることは容易想到である。

(イ) また、乙２発明に、平成２１年１０月２７日に公開された米国特許７６０７４４６号明細書（以下「乙９文献」という。）に記載の発明（以下「乙９発明」という。）を組み合わせることによって、一つの側縁を分離可能とし、他の側縁を分離不可能とすることは容易である。

すなわち、乙９文献には、乙９発明の実施例として、折り畳み可能な構造物の４か所の側縁のうち、２か所が分離している構成の変形例として、３か所が分離不可能に連続して連結される構成が紹介されており、乙２発明に乙９発明を組み合わせることによって、相違点１に係る本件

発明の構成を得ることができる。

そして、乙 9 文献には、乙 9 発明と関連する発明として、乙 2 発明が挙げられており、また、乙 9 発明の先行技術について、「最近、折りたたみ可能なオブジェクトが非常に人気があります。そのような折りたたみ可能な物体の例は…に記載されている、折り畳み可能な構造物の形態である。これらの構造体は、特に、遊戯構造体、シェルター、テント、および貯蔵構造体として使用することができる。」と記載されていることに照らすと、乙 9 発明はテントに関連する発明であるといえ、乙 2 発明と乙 9 発明は、同じ技術分野に属する発明であるといえる。さらに、乙 2 発明の課題は「改良された折り畳み可能な構造を提供することを目的とする」ことであるのに対し、乙 9 発明の課題は「収納や運搬に便利のように小さく折り畳むことができるカバーやシェードを提供する」ことであり、課題も共通している。したがって、当業者であれば、乙 2 発明に乙 9 発明を組み合わせる動機付けがあるとも認められる。

以上によれば、仮に相違点 1 が認められるとしても、当業者であれば、乙 2 発明に乙 9 発明を組み合わせ、相違点 1 に係る本件発明の構成を想到することは容易であるといえる。

イ 相違点 2 について

前記(3)イのとおり、乙 2 文献には、構成要件 E の構成の開示があるから、相違点 2 は存在しない。

ウ 原告の主張に対する反論

原告は、本件発明と乙 2 発明及び本件発明と乙 9 発明の技術分野の相違等を指摘して、動機付けがないと主張するが、動機付けの有無に際して考慮すべきなのは、主引用例である乙 2 発明と副引用例である乙 9 発明の技術分野の同一性や課題の共通性であり、原告の主張は考慮すべき対象を誤っているから理由がない。

(5) 小括

よって、本件発明の構成は乙 2 発明の構成と同一であって、本件発明は新

規性を欠いており、仮に相違点が認められるとしても、当業者にとって乙 2 発明に乙 9 発明を組み合わせるにより本件発明を発明することは容易であるといえ、本件発明は進歩性を欠いている。

(原告の主張)

5 (1) 本件発明と乙 2 発明の相違点について

ア 相違点 1

本件発明の構成要件 B の、「連続して連結され」という文言は、分離が不可能に連結している構成を意味しており、分離可能な「相隣る 2 枚の略矩形状壁面の互いに対応する側縁」は、1 か所のみであり、分離不可能な「他の側縁」は、3 か所であることを規定している。すなわち、本件発明に係る折り畳み式テントは、災害時に体育館等の避難所に設置されて利用されることを想定しており、そのような場所では短時間かつ少人数で設置できることが求められるところ、複数の側縁が分離できてしまうと設置するのが難しくなるから、設置の利便性や強度を考慮し、あえて 1 か所のみを分離可能とし、その余を分離不可能としたものである。

これに対し、乙 2 文献には、様々なサイドパネルを相互交換することを可能にしたり、テントを容易に折り畳めたりすることができるよう、対向する 2 枚のエンドパネル（第 1 及び第 2 のサイドパネル）が 2 枚とも取り外し可能な構成、又は、2 枚とも一端がサイドパネルにヒンジ結合された構成が開示されているのみである。

したがって、本件発明は、「相隣る 2 枚の略矩形状壁面の互いに対応する側縁を除く他の側縁」、すなわち、4 か所の側縁のうち 3 か所が分離不可能に連結しているのに対し、乙 2 発明の「相隣る 2 枚の略矩形状壁面の互いに対応する側縁を除く他の側縁」は、4 か所の側縁のうち 2 か所以上において分離可能となっており、4 か所の側縁のうち 3 か所が分離不可能に連結しているわけではないとの点において、両者は相違する。

イ 相違点 2

本件明細書の【0 0 2 2】及び図 8 の記載を考慮すると、構成要件 E は、

接合手段を介して接合される側縁（両壁面開口部）に設けられている接合手段を外すことにより、接合手段が設けられているいずれか一方の壁面を外方に向かって開放することができるという構成を示したものであると認定できる。

5 また、本件明細書の【0014】や【0028】には、壁面の開放部分にテントのフレーム等が存在しないために、車椅子等がテント内外に出入する際にフレームやファスナー等の変形・破れ・土砂の付着等を阻止できる旨が記載されており、当該明細書の記載を考慮すると、構成要件Eにおける「開閉自在な両壁面開口部」という文言が壁面の開放部分にフレーム
10 やファスナー等が存在しない構成を意味していることは明らかである。

 これに対し、乙2発明は、第1及び第2のサイドパネル（着脱式エンドパネル）を分離・開放した後の壁面の開放部分に、ボトムパネルの取付手段（ファスナー等）が存在する構成である。そのため、乙2発明は、車椅子等がテント内外に出入する際に当該取付手段（ファスナー等）を乗り越
15 えなければならず、壁面の開放部分が車椅子等の出入を容易にするものとして機能していないことから、壁面の開放部分にフレームやファスナー等が存在しない構成である「開閉自在な両壁面開口部」を備えているとはいえない。

 したがって、本件発明は、「開閉自在な両壁面開口部」の底面にはフレームやファスナー等が存在しない構成を有しているのに対し、乙2発明は、
20 壁面開口部の底面の開放部分にファスナー等の取付手段が存在するから、本件発明と乙2発明は、この点において相違する。

(2) 本件発明と乙2発明の技術的思想及び作用効果が異なること

 本件発明の技術的思想は、筒状に構成された4枚の略矩形状壁面のうちの
25 1枚を接合手段の着脱により開閉自在とすることで、テント外周縁のフレームや幕を乗り越えることなくテント内に車椅子等の車両を出入させることができ、車両の出入が容易なうえにフレームの変形や幕の破れが防止できるという点にある。

これに対し、乙２発明の技術的意義は、互いに対向する位置にある第１及び第２のサイドパネル（着脱式エンドパネル）をボトムパネルとサイドパネルから着脱可能とすることで、様々なサイドパネルを相互交換することを可能にしたり、テントを容易に折り畳めるようにしたりするというものであって、テント内外へ車椅子等が出入する際の利便性には一切着目していないし、乙２発明では、テント内外に車椅子等が出入する際に車椅子等がボトムパネルのファスナー等の取付手段を乗り越えるために変形や破れを防止できず、本件発明が解決しようとする課題を解決することができない。

したがって、本件発明と乙２発明は、技術的思想及び作用効果を異にしており、本件発明の新規性欠如の主引用例とすることは相当ではない。

(3) 特許庁の審査官が乙２文献を引用文献として採用していないこと

本件出願の審査段階において通知された拒絶理由通知には、特許庁の審査官が調査・採用した引用文献が掲載されているところ、乙２文献は引用文献として採用されていないのであって、本件出願の担当審査官が、乙２文献の存在を認識したうえで、本件出願の拒絶・無効理由を構築する引用例として不適当であると判断したために、あえて引用文献として採用しなかったと考えるのが合理的かつ自然である。

このように、乙２文献を、本件発明の新規性欠如の主引用例とすることは相当ではない。

(4) 乙２発明に乙９発明を組み合わせても本件発明の構成とはならないこと

乙２発明に乙９発明を組み合わせると、乙２発明の４枚のパネルの各側縁のうちの１か所が分離可能な構成となる。

しかし、乙２発明も、乙９発明も、「構造体を小さく折り畳むことに係る技術」しか着目していないから、どの側縁が分離可能となるかは、構造体を小さく折り畳めるかどうかによって決まることとなる。そのため、乙２発明に乙９発明を適用しただけでは、人が出入りする扉部が形成されたパネルが外方に向かって開放できる構成が特定できないから、構成要件Ｂの構成を備えるに至ったとしても、構成要件Ｄ及びＥの構成を備えないことになる。

したがって、乙 2 発明に乙 9 発明を組み合わせても本件発明の構成とはならない。

(5) 乙 2 発明に乙 9 発明を組み合わせる動機付けがないこと

本件発明と乙 2 発明は、その技術分野が異なっている上、解決しようとする課題も異なっている。

また、本件発明と乙 9 発明も、その技術分野が異なっている上、作用・機能も異なっている。

したがって、本件発明が解決しようとする課題の解決を目的として、当業者が乙 2 発明に乙 9 発明を適用する動機付けはない。

(6) 小括

以上によれば、本件発明には新規性又は進歩性が欠如しているとの被告の主張に理由はない。

3 争点 2－2（補正要件違反）について

（被告の主張）

本件特許の出願当初の請求項 1 のうち、構成要件 B に対応する記載は、「4 枚の略矩形状壁面の内、相隣る 2 枚の略矩形状壁面を除く他の側縁が相互に折畳み可能に順次連続して連結されると共に、」（下線部は変更部）とされていたところ、原告は、拒絶理由通知を受け、構成要件 B のとおりに変更する旨補正した。

上記補正について、原告は、「「相隣る 2 枚の略矩形状壁面の互いに対応する側縁を除く他の側縁…」という補正事項は、出願当初、「相隣る 2 枚の略矩形状壁面を除く他の側縁が…」と記載されていて、文理上辻褄が合わなかったので、「の互いに対応する側縁」を補充することで、記載を明瞭化したものであり、」本件明細書の【0 0 2 2】及び図 8 の記載に基づくものである旨主張していた。

しかし、本件明細書の【0 0 2 2】及び図 8 には右側縁 2 a と右壁面 3 の左壁面 3 の左側縁 3 b には、接合・分離が可能な面ファスナーのような接合手段 2 3 が設けられていると記載されているにすぎず、「互いに対応する側縁」が

「相互に折り畳み可能に」、「順次連続して」、「連結され」ているか否かという点、特に「相互に折り畳み可能」であるか否かについて何ら記載はない。このため、上記補正は出願当初の特許請求の範囲にない「相隣る 2 枚の略矩形状壁面の互いに対応する側縁が折り畳み可能に順次連続して連結しない」という新たな技術的事項を導入するものであり、「明細書又は図面に記載した事項の範囲内において」するものといえない。

したがって、本件特許には、補正要件違反の無効理由（特許法 17 条の 2 第 3 項、123 条 1 項 1 号）が存在する。

（原告の主張）

前記 1（原告の主張）(1) のとおり、被告の構成要件 B の解釈は誤っており、構成要件 B に係る補正は、特許請求の範囲、願書に最初に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてされたものであり、補正要件に違反しない。

4 争点 2－3（サポート要件違反）について

（被告の主張）

本件発明は、「4 枚の略矩形状壁面の内、相隣る 2 枚の略矩形状壁面の互いに対応する側縁を除く他の側縁が相互に折畳み可能に順次連続して連結される」と特定されていること及び「除く」という語句の意義からすると、「互いに対応する側縁」は「相互に折畳み可能に順次連続して連結される」構成を含まないと解釈されるべきである。

しかし、本件明細書には、「互いに対応する側縁」が「相互に折畳み可能に順次連続して連結される」構成を含まない旨の記載も示唆もないから、本件特許には、サポート要件違反の無効理由（特許法 36 条 6 項 1 号、123 条 1 項 4 号）が存在し、特許無効審判により無効にされるべきものと認められる。

（原告の主張）

構成要件 B は、分離が可能な「相隣る 2 枚の略矩形状壁面の互いに対応する側縁を除く他の側縁」が分離不可能に連結しているという構成を示していることは明らかであるし、このような構成は、本件明細書の段落【0021】及び

【0022】並びに図7及び図8に記載されているから、本件発明は、本件明細書の「発明の詳細な説明」に記載されたもので、サポート要件に違反しない。

5 争点2-4（実施可能性要件違反）について

（被告の主張）

5 原告の、前記1（原告の主張）のとおりの本件発明の構成要件の解釈を前提とすると、「連続して連結」（構成要件B）と、「接合」（構成要件C）は、異なる意味を有することになるが、各側縁はどの壁面との関係を考慮するかによって、「対応する側縁」にも「他の側縁」にもなり得るのだから、互いに両立し得ない構成（「連続して連結」と「接合」）を同時に満たす必要があることになる。

したがって、原告の主張を前提とすると、本件特許には、実施可能性要件違反の無効理由（特許法36条4項1号、123条1項4号）が存在し、特許無効審判により無効にされるべきものと認められる。

（原告の主張）

15 「相隣る2枚の略矩形状壁面の互いに対応する側縁」は、接合手段が設けられた側縁であり（構成要件C）、「連続して連結され」ているのは、接合手段が設けられていない3つの側縁である（構成要件B）ことは特許請求の範囲の記載から明らかである。

したがって、本件明細書の発明の詳細な説明の記載は、当業者がその実施を
20 することができる程度に明確かつ十分に記載したものであるから、被告の主張は理由がない。

6 争点2-5（明確性要件違反）について

（被告の主張）

前記5（被告の主張）のとおり、原告の解釈を前提とすると、各側縁は、互
25 いに両立し得ない構成（「連続して連結」と「接合」）を同時に満たす必要があることになり、当業者は、このような記載を理解することはできない。したがって、原告の主張を前提とすると、本件特許には、明確性要件違反の無効理由（特許法36条6項2号、123条1項4号）が存在し、特許無効審判により

無効にされるべきものと認められる。

(原告の主張)

前記 5 (原告の主張) のとおり、本件特許の特許請求の範囲の記載は明確であるから、被告の主張は理由がない。

5 7 争点 5 (原告の損害及び損害額) について

(原告の主張)

被告は、現在まで少なくとも 6 7 9 張の被告各製品の譲渡等を行っており、被告が得る被告各製品の 1 張当たりの利益は、5 0 0 0 円を下らないと考えられるから、被告の得た利益の額は、 $5 0 0 0 \text{ 円} \times 6 7 9 \text{ 張} = 3 3 9 \text{ 万 } 5 0 0 0 \text{ 円}$ となる。

よって、特許法 1 0 2 条 2 項により、原告には、少なくとも 3 3 9 万 5 0 0 0 円の損害が生じているといえる。

また、本件訴訟追行に必要な弁護士費用相当額は上記損害額の 1 0 % である 3 3 万 9 5 0 0 円となる。

15 以上のことから、原告の損害額は 3 7 3 万 4 5 0 0 円となる。

(被告の主張)

争う。

第 4 当裁判所の判断

1 本件明細書の記載事項等

20 (1) 本件明細書 (甲 2) には、次のような記載がある (下記記載中に引用する図 7 及び 8 については別紙図面目録 1 を参照)。

ア 【技術分野】

【0 0 0 1】

25 本発明は、災害時やアウトドアに用いられる折畳み式テントであって、4 枚の壁面部の左右両側縁がそれぞれ折畳み可能に相互に結合されて 4 角筒状に形成された周壁部の頂縁に、屋根が結合される折畳み式テントに関するものである。

【背景技術】

【0002】

災害時等やアウトドアで夜を過す場合に用いられる特許文献1（判決注：意匠登録第1301096号公報）、特許文献2および特許文献3に示された折畳み式テントがあった。

5

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

10

前記特許文献1記載の折畳み式テントでは、角部が湾曲した4枚の矩形状の合成樹脂製幕の外周縁挿通部に図示されない鋼製無端ベルトを挿入して4枚の壁面を形成し、4枚の壁面の両側縁を相互に折畳み可能に連結することにより、4角筒状周壁部が形成され、該4角筒状周壁部の上縁に合成樹脂製幕の屋根を一体に結合することにより、折畳み式テントが構成されている。

【0005】

15

前記特許文献1記載の折畳み式テントにおいて、前記4角筒状周壁部の正面の壁面には、矩形状の開口部が形成され、該矩形状開口部のテント内側にカーテン台座が配設されている。このカーテン台座にカーテンが左右に移動可能に吊下げられているため、強風時、カーテンが捲上げられることで、テント内の状況が外部から容易に視認されて、テント内のプライバシーが確保できない不具合があった。しかも、カーテンが開かれた状態を示す斜視図や、カーテンが閉じられた状態を内部から見上げた参考図から明らかなように、カーテン台座は、鋼製パイプを多数組上げて立体的に構成されているので、テントの筒状周壁部と屋根とをコンパクトに折畳んでも、カーテン台座をコンパクトに折畳むことができず、テントの設置個所の移動を簡単に行うことができない不具合があった。

20

【0006】

25

また、前記特許文献2記載の折畳み式テントでは、正面の壁面にU字の開放端が左右いずれか一方に向いたU字状ファスナー切断縁が形成されて開閉扉部が構成されている。このU字状ファスナー切断縁に設けられ

たファスナーには、1対のスライダーが相互に離隔または接近可能に取付けられている。折畳み式テントの利用者は、この1対のスライダーを相互に離隔させることにより、開閉扉部を開放でき、折畳み式テントへの出入が自由にできるようになっていた。

5 車椅子に搭乗した人が、特許文献2記載の折畳み式テントを利用する場合、開閉扉部が開放された正面の壁面の開口部を通過することとなる。その際、車椅子のタイヤがU字状ファスナー切断縁上を乗越えるため、ファスナー切断縁に大きな荷重がかかってファスナー切断縁が変形し、または、ファスナー切断縁に土砂が付着することがある。その結果、ス
10 ライダーが円滑に移動できなくなる不具合が生ずる恐れがあった。また、車椅子や運搬車等がテントに出入する際に、テントのフレームやフレームに付設された幕を乗越える必要があり、テントへの出入が容易ではなく、フレームの変形や幕の破れという不具合が生ずる恐れがあった。

しかも、正面以外の壁面は密閉されているため、1対のスライダーを相互に一体に接近させて開閉扉部を閉じた状態にすると、テント内は略完全
15 完全に密閉される結果、テント内の換気が行われず、また、テント外部の光がテント内に入射しないため、照明器具でテント内を明るくする必要が生じ、居住性が良くない不具合があった。

【0007】

20 さらに、前記特許文献3記載の折畳み式テントでは、4枚の壁面の開口部下縁にファスナー切断縁が形成され、このファスナー切断縁に設けられたスライダーが移動できるようになっているため、前記特許文献2記載の折畳み式テントと同様な不具合があった。

【0008】

25 本発明の目的は、車椅子に搭乗した人が、折畳み式テントの開口部に設けられているファスナー切断縁上を通過せずに、折畳み式テント内への出入りが可能である折畳み式テントを提供することにある。

イ 【課題を解決するための手段】

【０００９】

請求項１に記載の発明は、角部が湾曲した略矩形状可撓性幕の外周縁に弾性に富んだ無端フレームが付設されて１枚の略矩形状壁面が形成され、４枚の略矩形状壁面の内、相隣る２枚の略矩形状壁面の互いに対応する側縁を除く他の側縁が相互に折畳み可能に順次連続して連結されるとともに、前記相隣る２枚の略矩形状壁面の互いに対応する側縁は、着脱可能な接合手段を介して接合されることにより、前記４枚の略矩形状壁面でもって筒状周壁部が構成され、前記接合手段を介して接合される側縁を有する２枚の略矩形状壁面の内、いずれか一方の略矩形状壁面には開閉自在な扉部が形成され、前記接合手段を介して接合される側縁を有する２枚の略矩形状壁面により開閉自在な両壁面開口部が設けられたことを特徴とする折畳み式テントである。

ウ 【発明の効果】

【００１４】

請求項１記載の発明によれば、該両壁面開口部に設けられている接合手段を外すことにより、該接合手段が設けられているいずれか一方の壁面を外方に向かって開放することができる。この開放部分にはテントのフレームや前記フレームに付設された幕が存在しないため、車椅子や運搬車等がテント内に出入する際に、前記略矩形状壁面の外周縁を構成する前記無端フレームを乗越えることがない結果、前記無端フレームの変形や前記無端フレームに付設された幕の破れを生じない。

エ 【発明を実施するための形態】

【００２１】

筒状周壁部１では、図７に図示されるように、４枚の壁面２、３、４、５の各両側縁２ａ、２ｂ、３ａ、３ｂ、４ａ、４ｂ、５ａ、５ｂの内、側縁３ａと４ｂ、４ａと５ｂ、５ａと２ｂとを相互に折畳み可能に連結し、側縁２ａと３ｂとを後述する接合手段２３で接合することで筒状周壁部１が構成されている。また、４枚の壁面２、３、４、５では、角部

にて湾曲した略矩形状の可撓性幕 6 の外周縁にベルト挿通部 7 が形成され、そのベルト挿通部 7 に、図示されない弾性に富んだ無端フレームに相当する厚さが 1 ～ 2 mm、幅が 5 ～ 10 mm 程度の鋼製帯状無端ベルトが挿入されることによって、前記角部が湾曲した壁面 2、3、4、5 が構成されている。しかも、4 枚の壁面 2、3、4、5 の側縁上部には、ループ状係止片 37 がそれぞれ付設されている。なお、前記可撓性幕 6 は、合成樹脂製シートであるが、炭素繊維で補強された合成樹脂製シートや、防水処理が施された布であってもよい。

【0022】

また、この筒状周壁部 1 における正壁面 2 の右側縁 2a と右壁面 3 の左側縁 3b には、接合・分離が可能な面ファスナーのような接合手段 23 が設けられている。図 7 に図示されるように、正壁面 2 の右側縁 2a と右壁面 3 の左側縁 3b とは前記接合手段 23 により、一体に接合され、または分離される。前記分離された接合手段 23 によって、図 8 に示されるように、両壁面開口部 24 が構成される。この両壁面開口部 24 に設けられている接合手段 23 を外すことにより、該接合手段 23 が設けられているいずれか一方の壁面 23 を外方に向かって開放することができる。

なお、前記接合手段 23 は、面ファスナーであるが、線ファスナーや接合テープであってもよい。

【0023】

壁面 2、3、4、5 の側縁上下端部は、壁面 2、3、4、5 の角部が湾曲した形状に形成されているため、壁面 2、3、4、5 の各隣接する側縁の上下端部に空隙部が存在するが、三角形に近い形状の上閉塞面 20、下閉塞面 19 でもってこの上下の空隙部は閉塞されるようになっている。なお、正壁面 2 の右側縁 2a と右壁面 3 の左側縁 3b との上下端部を塞ぐ二等辺三角形形状の分割上閉塞面 20a、分割下閉塞面 19a は、三角形の頂角を通る中心線を境に 2 分割される。左右に分割された分割

上閉塞面 20a、分割下閉塞面 19a は、前記接合手段 23 と同様な上閉塞面接合手段 22、下閉塞面接合手段 21 によって、接合または分離可能に接合される。

(2) 前記(1)の記載事項によれば、本件明細書には、本件発明に関し、次のような開示があることが認められる。

5 ア 従来の折畳み式テントは、正面の壁面にU字の開放端が左右いずれか一方に向いたU字状ファスナー切断縁が形成されて開閉扉部が構成され、当該U字状ファスナー切断縁に設けられたファスナーには、一対のスライダーが設けられており、この一対のスライダーを相互に離隔させることにより、開閉扉部を開放でき、折畳み式テントへの出入が自由にできる
10 ようになっていたが、車椅子に搭乗した人が、開口部を通過する際、車椅子のタイヤがU字状ファスナー切断縁上を乗越えるため、ファスナー切断縁に大きな荷重がかかってファスナー切断縁が変形し、又は、ファスナー切断縁に土砂が付着することがあり、その結果、スライダーが円滑に移動できなくなるおそれがあり、また、車椅子や運搬車等がテ
15 ントに出入する際に、テントのフレームやフレームに付設された幕を乗越える必要があるため、テントへの出入が容易ではなく、フレームの変形や幕の破れが生ずるおそれがあった（【0006】及び【0007】）。

20 イ 「本発明」は、前記アの課題を解決するため、車椅子に搭乗した人が、折畳み式テントの開口部に設けられているファスナー切断縁上を通過せずに、折畳み式テント内への出入りが可能である折畳み式テントを提供することを目的とするものであり、「本発明」の折畳み式テントは、角部が湾曲した略矩形状可撓性幕の外周縁に弾性に富んだ無端フレームが付
25 設されて1枚の略矩形状壁面が形成され、4枚の略矩形状壁面の内、相隣る2枚の略矩形状壁面を除く他の側縁が相互に折畳み可能に順次連続して連結されると共に、前記相隣る2枚の略矩形状壁面の側縁は、着脱可能な接合手段を介して接合されることにより、前記4枚の略矩形状壁面でもって筒状周壁部が構成され、前記接合手段を介して接合される側

縁を有する 2 枚の略矩形状壁面の内、いずれか一方の略矩形状壁面には開閉自在な扉部が形成され、前記接合手段を介して接合される側縁を有する 2 枚の略矩形状壁面により開閉自在な両壁面開口部が設けられたことを特徴とする（【0008】及び【0009】）。

5 「本発明」によれば、前記両壁面開口部に設けられている接合手段を外すことにより、該接合手段が設けられているいずれか一方の壁面を外方に向かって開放することができ、この開放部分にはテントのフレームや前記フレームに付設された幕が存在しないため、車椅子や運搬車等がテント内に出入する際に、前記略矩形状壁面の外周縁を構成する前記無端フレーム
10 を乗越えることがない結果、前記無端フレームの変形や前記無端フレームに付設された幕の破れを生じないとの効果を奏する（【0014】）。

2 争点 1（構成要件 B の充足性）について

(1) 「相隣る 2 枚の略矩形状壁面の互いに対応する側縁を除く」の意義について

15 構成要件 B の「4 枚の略矩形状壁面の内、相隣る 2 枚の略矩形状壁面の互いに対応する側縁を除く他の側縁が相互に折畳み可能に順次連続して連結され」とともに、」との記載から、本件発明の折り畳み式テントには、「4 枚の略矩形状壁面」が設けられていること、その内の「相隣る 2 枚の略矩形状壁面」において「互いに対応する側縁」が存在すること、この「互いに対応する側縁」を「除く」「他の側縁」が存在し、この「他の側縁」が「相互に
20 折り畳み可能に順次連続して連結され」ていることが理解できる。

また、構成要件 C の「前記相隣る 2 枚の略矩形状壁面の互いに対応する側縁は、着脱可能な接合手段を介して接合されることにより、前記 4 枚の略矩形状壁面でもって筒状周壁部が構成され、」との記載からは、構成要件 B
25 の「相隣る 2 枚の略矩形状壁面の互いに対応する側縁」が、「着脱可能な接合手段」を備えていること、この「接合手段を介して接合されることにより」、「前記 4 枚の略矩形状壁面でもって筒状周壁部が構成される」ことが理解できる。また、このような解釈は、本件明細書の、「また、この筒状周壁

部 1 における正壁面 2 の右側縁 2 a と右壁面 3 の左側縁 3 b には、接合・分離が可能な面ファスナーのような接合手段 2 3 が設けられている。図 7 に図示されるように、正壁面 2 の右側縁 2 a と右壁面 3 の左側縁 3 b とは前記接合手段 2 3 により、一体に接合され、または分離される。前記分離された接合手段 2 3 によって、図 8 に示されるように、両壁面開口部 2 4 が構成される。」(【0022】)との記載及び「筒状周壁部 1 では、図 7 に図示されるように、4 枚の壁面 2、3、4、5 の各両側縁 2 a、2 b、3 a、3 b、4 a、4 b、5 a、5 b の内、側縁 3 a と 4 b、4 a と 5 b、5 a と 2 b とを相互に折畳み可能に連結し、側縁 2 a と 3 b とを後述する接合手段 2 3 で接合することで筒状周壁部 1 が構成されている」(【0021】)との記載とも整合する。

そして、構成要件 B の「除く」の通常の意味は、「加えない。除外する。別にする。」(広辞苑第七版)であると認められる。

加えて、上記「除く」は、その直前の「他の側縁」に限定を付す趣旨であると理解するのが自然であることを踏まえると、構成要件 B は、「4 枚の略矩形状壁面」が有する「側縁」から、「着脱可能な接合手段を介して接合される」ことになる「相隣る 2 枚の略矩形状壁面の互いに対応する側縁」を除外又は別にした「他の側縁」が、「相互に折り畳み可能に順次連続して連結される」ことを規定するものであると解するのが相当である。

(2) 被告各製品が構成要件 B を充足するか否かについて

前記(1)のとおり、構成要件 B の、「相隣る 2 枚の略矩形状壁面の互いに対応する側縁」とは、構成要件 C において規定された、「着脱可能な接合手段を介して接合される」「側縁」とであると解するのが相当である。

前提事実(3)イのとおり、被告各製品には、第 1 板状体 1 0 ないし第 4 板状体 4 0 の 4 枚の板状体が形成されているところ、本件において、各板状体が構成要件 B の「略矩形状壁面」に該当する。

また、前提事実(3)イのとおり、被告各製品の第 1 板状体 1 0 と第 4 板状体 4 0 は、その対向部 1 5 a 及び 4 5 b が、着脱可能な接合部 6 0 を介して

接合されるから、対向部 1 5 a 及び 4 5 b は、構成要件 B において除外又は別にするとされ、かつ、構成要件 C において「着脱可能な接合手段を介して接合され」と規定される、「前記相隣る 2 枚の略矩形状壁面の互いに対応する側縁」に該当する。

5 そうすると、構成要件 B において、「相隣る 2 枚の略矩形状壁面の互いに対応する側縁を除く他の側縁」は、被告製品の第 1 板状体 1 0 と第 4 板状体 4 0 の対向部 1 5 a 及び 4 5 b を除外した他の側縁、すなわち、第 1 板状体 1 0 の左右の側縁を構成する対向部 1 5 b、第 2 板状体 2 0 の左右の側縁を構成する対向部 2 5 a 及び 2 5 b、第 3 板状体 3 0 の左右の側縁を構成する
10 対向部 3 5 a 及び 3 5 b、第 4 板状体 4 0 の左右の側縁を構成する 4 5 a がこれに該当するものと解される。

 そして、証拠（甲 6、乙 1）によれば、これらの側縁は、相互に折り畳み可能に順次連続して連結される構成を有していると認められ、構成要件 B の「他の側縁が相互に折り畳み可能に順次連続して連結される」に該当する。

15 (3) 被告の主張について

 被告は、「除く」の「別にする」との語義に着目して、「別にする」ものと「別にされない」とものでは、異なる性質・構成を有していることに照らすと、構成要件 B は、「相隣る 2 枚の略矩形状壁面の互いに対応する側縁」が、「相互に折り畳み可能」ではなく、「順次連続して」おらず、「連結され」
20 てもいないことを規定するものと解すべきであり、被告各製品は、互いに対応する側縁が相互に折り畳み可能に順次連続して連結されるから、構成要件 B を充足しない旨主張する。

 しかし、仮に、「除く」を「別にする」との意味であると解釈したとしても、「別」とは、「①わけること。…②異なること。そのものではないこと」

25 （広辞苑第七版）の意味を有するにすぎないから、別にされた「相隣る 2 枚の略矩形状壁面の互いに対応する側縁」と「他の側縁」とが、一部でも同じ性質・構成を有してはならないということにはならない。そして、「相隣る 2 枚の略矩形状壁面の互いに対応する側縁」の構成は、構成要件 C によ

り要件が付加されているのであるから、これにより、「相隣る 2 枚の略矩形状壁面の互いに対応する側縁」と「他の側縁」は、異なる構成を有しているといえる。

したがって、被告の上記主張を採用することはできない。

5 (4) 小括

以上によれば、被告各製品は本件発明の構成要件 B を充足するものと認められる。

3 争点 2-1 (乙 2 文献を主引用例とする新規性又は進歩性欠如) について

(1) 乙 2 文献の記載事項について

10 ア 平成 16 年 8 月 31 日に公開された乙 2 文献 (乙 2) には、次のような記載がある (下記記載中に引用する図 1 A 及び 1 C については別紙図面目録 2 を参照)。

(ア) 本発明は、テントやプレイハウスなどの折り畳み可能な玩具構造物に関するものである。(第 1 欄 5 ~ 6 行)

15 (イ) 本発明は、底部パネルと複数のサイドパネルとを含む、携帯可能で可逆的に折り畳み可能な構造体を提供する。サイドパネルの各々は、各フレームが展開位置と巻き戻し位置との間で折り畳み可能な少なくとも 1 つのフレームに取り付けられた布材を含む。少なくとも 2 つのサイドパネルは、ボトムパネルの対向する側面に蝶番で接続されています。少なくとも 1 つの着脱可能なサイドパネルが、ボトムパネルにさらに取り付けられ、対向するサイドパネルの間にある位置にある。着脱式サイドパネルとボトムパネルとの間の接続は、ユーザーによって可逆的に着脱可能である。着脱式サイドパネルと対向するサイドパネルの一方との間の接続も、ユーザーのニーズに応じてリバーシブルである。(第 1 欄 3
20 2 ~ 4 5 行)

25 (ウ) 本発明の明確な利点は、本発明による折り畳み可能な構造体が、サイズ及び形状の点で極めて柔軟であることである。長辺が短辺よりも実質的に長い長方形の構造体は、従来技術で提供されていた正三角形の形

状と同様に、容易に折りたたみ可能な構造体を作ることができる。…

(第2欄4～14行)

(エ) 図1A～図1Eを参照すると、本発明の一実施形態は、長方形状の
底部布26によって互いに接続されている2つの対向するサイドパネル
22及び24を含む。…2つのサイドパネル22、24は、長方形状の
ボトムパネルの対向する辺に縫い合わされている。…ボトムパネルに対
する2つのサイドパネルの移動方向は、典型的には、各サイドパネルの
底面によって定義される軸を中心に、矢印で示すような方向に回転移動
し、以下、ヒンジ接続と称する。…この実施形態では、2つの長いハー
フジッパー28、30が、ボトムパネル26を挟んでサイドパネル24
の両側に、サイドパネル22、24の側面22d、22bにそれぞれ沿
ってずっと縫い付けられて、1つのハーフが設けられている。…(第3
欄3～43行)

…エンドパネル32および34は、それぞれハーフジッパー28お
よび30との相補的なジッピングに適合された他のハーフジッパー32
aおよび34aを含む。図1Cに示すように、端部パネル34は、サイ
ドパネル24のフラップ24a及びサイド24bにパネルを取り付ける
ことを可能にするジッパー34aを含む。…ジッパー34aは、最終的
に、サイドパネル22の上部の角から延びる延長フラップ22cからジ
ッパーアップする。サイドパネルが取り付けられると、…長方形状の開
放構造が画定される。…(第3欄44～59行)

(オ) 実施例ではジッパーが使用され、エンドパネルをボトムパネル及び
サイドパネルに取り付けるための好ましい手段であるが、単純な紐や布
の長さなどの他の取付手段を使用してサイドパネルを結び付けてもよい
ことは明らかである。…(第4欄53行～第5欄11行)

上記のように完全に着脱可能なエンドパネルに加えて、エンドパネル
が、底部パネルおよび一方のサイドパネルから着脱可能であり、他方の
サイドパネルにヒンジ結合されていることも可能である。この具体的な

実施形態は、都合よくエンドパネルの変更可能性を可能にしないが、各
エンドパネルが依然として連結されたサイドパネルと一緒に折り畳むこ
とができるので、サイドパネルが様々な長さおよび形状を取ることを可
能にするであろう。これは、短いジッパーに変更し、エンドパネルの一
5 辺をサイドパネルの一辺に永久的に縫い付けることによって容易に行う
ことができる。(第5欄12～22行)

イ 前記アの記載事項によれば、前記第3の2（被告の主張）(1)のとおり、
乙2文献には乙2 a ないし乙2 f の構成を有する乙2 発明が記載されて
いると認められる。

乙2 b 「サイドパネル及びエンドパネルからなる4枚の略矩形状壁面の
内、エンドパネルとサイドパネルの着脱部となる側縁を除く他の側縁が相
互に折畳み可能に順次連続して連結されるとともに、」について補足して
説明すると、乙2文献には、前記ア(オ)のとおり、「エンドパネルが、底部
10 パネルおよび一方のサイドパネルから着脱可能であり、他方のサイドパネ
ルにヒンジ結合されていることも可能である」と記載されていることから、
一対のサイドパネルのうち「他方」とされたサイドパネルの両側縁にヒン
ジ結合が形成され、これらの両側縁がエンドパネルと順次連続して連結さ
れている構成を含むものと理解することができ、また、前記ア(エ)のとおり、
15 「ボトムパネルに対する2つのサイドパネルの移動方向は、典型的に
は、各サイドパネルの底面によって定義される軸を中心に、矢印で示すよ
うな方向に回転移動し、以下、ヒンジ接続と称する。」と記載されている
ことから、ヒンジ結合は、結合部を軸として回転可能な構成であって、
「他方」とされたサイドパネルの両側縁は、エンドパネルと、相互に折り
20 畳み可能に連結されているものと理解することができる。

したがって、乙2 発明が乙2 b の構成を有すると認めることができる。

ウ 本件発明と乙2 発明の対比

乙2 発明の構成乙2 a、乙2 c、乙2 d 及び乙2 f が本件発明の構成要件
A、C、D 及びF の構成にそれぞれ相当することは、当事者間に争い

がない。

以下、争いがある構成について検討する。

(ア) 構成要件 B について

5 a 前記 2 (1) で説示したとおり、構成要件 B は、「着脱可能な接合手段を介して接合される」ことにより、「前記 4 枚の略矩形状壁面でもって筒状周壁部」を構成する「側縁」を除外した「他の側縁」が、「相互に折畳み可能に」「順次連続して」「連結」されることを規定している。

10 そして、乙 2 発明においては、エンドパネルとサイドパネルの着脱部となる側縁は、ジッパーや紐等の取付手段を介して取り付けられ（乙 2 c）ていることから、構成要件 B の「他の側縁」に相当する側縁は、上記「エンドパネルとサイドパネルの着脱部となる側縁」を除外した側縁（乙 2 c）であるところ、乙 2 発明においては、この側縁が、相互に折畳み可能に順次連続して連結されている（乙 2 b）。

15 したがって、乙 2 発明と本件発明は、構成要件 B の構成の点において一致するものと認められる。

20 b これに対し、原告は、本件発明の「着脱可能な接合手段を介して接合される」「相隣る 2 枚の略矩形状壁面の互いに対応する側縁」が一組のみであるのに対し、乙 2 発明では、テントを容易に折り畳めたりすることができるよう、対向する 2 枚のエンドパネルが 2 枚とも取外し可能な構成又は 2 枚とも一端がサイドパネルにヒンジ結合された構成のみが開示されているから、本件発明と乙 2 発明は、構成要件 B の点で一致しないと主張する。

25 しかし、本件特許の特許請求の範囲において、「相隣る 2 枚の略矩形状壁面の互いに対応する側縁」の組数を限定する記載はない上、本件明細書において、【0 0 2 2】及び図 8 には「相隣る 2 枚の略矩形状壁面の互いに対応する側縁」が一組である構成についての記載があるものの、これは一実施例にすぎず、そのような構成に限定する旨の

記載は存在しないから、「相隣る 2 枚の略矩形状壁面の互いに対応する側縁」が、一組に限定されると解釈することはできない。

また、原告は、本件発明に係る折り畳み式テントは、災害時に体育館等の避難所に設置されて利用されることを想定していることなどから、設置の利便性や強度を考慮し、あえて一組のみを分離可能としたと主張する。

しかし、本件明細書には、原告の主張する課題や作用効果についての記載はない。

以上によれば、原告の主張はいずれも採用することができない。

(イ) 構成要件 E について

- a 本件発明は、「前記接合手段を介して接合される側縁を有する 2 枚の略矩形状壁面により開閉自在な両壁面開口部が設けられたことを特徴とする」との構成（構成要件 E）を有しており、乙 2 発明は、「前記手段を介して取り付けられる側縁を有する 2 枚の略矩形状のサイドパネル及びエンドパネルにより開閉自在な両壁面開口部が設けられたことを特徴とする」との構成（乙 2 e）を有している。

そして、本件特許の特許請求の範囲の記載において、「接合手段」につき特段の限定は付されていないことから、壁面と壁面を接合する手段であれば足りると解されるところ、前記(1)ア(オ)のとおり、乙 2 文献においては、乙 2 発明の「取付手段」は、ジッパーが好ましい手段であるが、単純な紐や布などの他の取付手段を使用してもよいとされており、それらはいずれも壁面と壁面を接合する手段であるといえる。

したがって、本件発明と乙 2 発明は、構成要件 E の構成の点で一致するものと認められる。

- b 原告は、本件明細書の【0014】や【0028】には、壁面の開放部分にテントのフレーム等が存在しないために、車椅子等がテント内外に出入する際にフレームやファスナー等の変形・破れ・土砂の付

着等を阻止できる旨が記載されており、これらの記載に照らすと、構成要件Eの「開閉自在な両壁面開口部」は、壁面の開放部分にフレームやファスナー等が存在しない構成であると解されると主張する。

5 しかし、本件特許の特許請求の範囲の記載において、4枚の略矩形状壁面と床面との間の連結手段の有無を含め、「開閉自在な両壁面開口部」が、底面にフレームやファスナー等が存在しない構成に限定される旨の記載はない。

10 また、本件明細書の【0014】は、本件発明の効果に関する記載であり、同【0028】は、本件発明の実施例の効果に関する記載であって、本件発明の両壁面開口部の構成を限定するものとは認められないから、構成要件Eの文言を原告主張のとおり限定解釈する根拠とはならない。

15 また、仮に、構成要件Eが、底面にフレームやファスナー等が存在しない構成に限定されとしても、乙2文献には、ファスナーを紐に変更することも可能である旨が記載されているから（前記(1)ア(ウ)、乙2発明は、底面にフレームやファスナー等が存在しない構成を含むものであるといえる。

 よって、原告の主張は理由がない。

20 c 原告は、本件明細書の【0022】及び図8の記載を考慮すると、構成要件Eは、壁面開口部に設けられている接合手段を外すことのみにより、接合手段が設けられているいずれか一方の壁面を外方に向かって開放することができるという構成を示したものであると主張する。

25 しかし、本件明細書には、本件発明の実施例について「壁面2、3、4、5の側縁上下端部は、…三角形に近い形状の上閉塞面20、下閉塞面19でもってこの上下の空隙部は閉塞されるようになっている。なお、正壁面2の右側縁2aと右壁面3の左側縁3bとの上下端部を塞ぐ二等辺三角形形状の分割上閉塞面20a、分割下閉塞面19aは、三角形の頂角を通る中心線を境に2分割される。左右に分割された分

割上閉塞面 20 a、分割下閉塞面 19 a は、前記接合手段 23 と同様な上閉塞面接合手段 22、下閉塞面接合手段 21 によって、接合または分離可能に接合される。」(【0023】)との記載があるところ、この記載に照らすと、同実施例は、正壁面 2 の右側縁 2 a と右壁面 3 の左側縁 3 b に設けられた接合手段に加え、上閉塞面接合手段 22、下閉塞面接合手段 21 を外すことによって初めて、壁面を外方に向かって解放することができる構成を有しているといえる。したがって、上記【0022】及び図 8 の実施例の記載を根拠として、構成要件 E が、両壁面開口部について、壁面開口部に設けられている接合手段を外すことのみにより、接合手段が設けられているいずれか一方の壁面を外方に向かって開放することができるという構成を規定していると解釈することはできない。

また、上記【0023】の記載によれば、「壁面 2、3、4、5」と、「三角形に近い形状の上閉塞面 20、下閉塞面 19」は別部材であることは明らかであるから、構成要件 E が、接合手段について、「2 枚の略矩形状壁面」のみに設けられていることにより、「両壁面開口部」が「開閉自在」となることを規定したと解釈することもできない。

以上によれば、原告の上記主張を採用することはできない。

(2) 小括

その他、原告が種々主張するところを検討しても、前記(1)の結論を左右するものとはいえず、本件発明は、乙 2 発明と同一の構成を有しているから、新規性を欠いており、本件特許は特許無効審判により無効にされるべきものと認められ、原告は被告に対してその権利を行使することができない(特許法 104 条の 3 第 1 項、123 条 1 項 2 項、29 条 1 項)。

第 5 結論

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求はいずれも理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第 2 9 部

裁判長裁判官

5

國 分 隆 文

裁判官

10

間 明 宏 充

裁判官

15

バ ヒ ス バ ラ ン 薫

(別紙)

被告製品目録

以下の製品名及び写真で特定される折畳み式テント

1 被告製品 1

製品名 「パーテーション VB-003」



2 被告製品 2

製品名 「ヴィレックス スプリングポップターンテント VB-003」



(別紙)

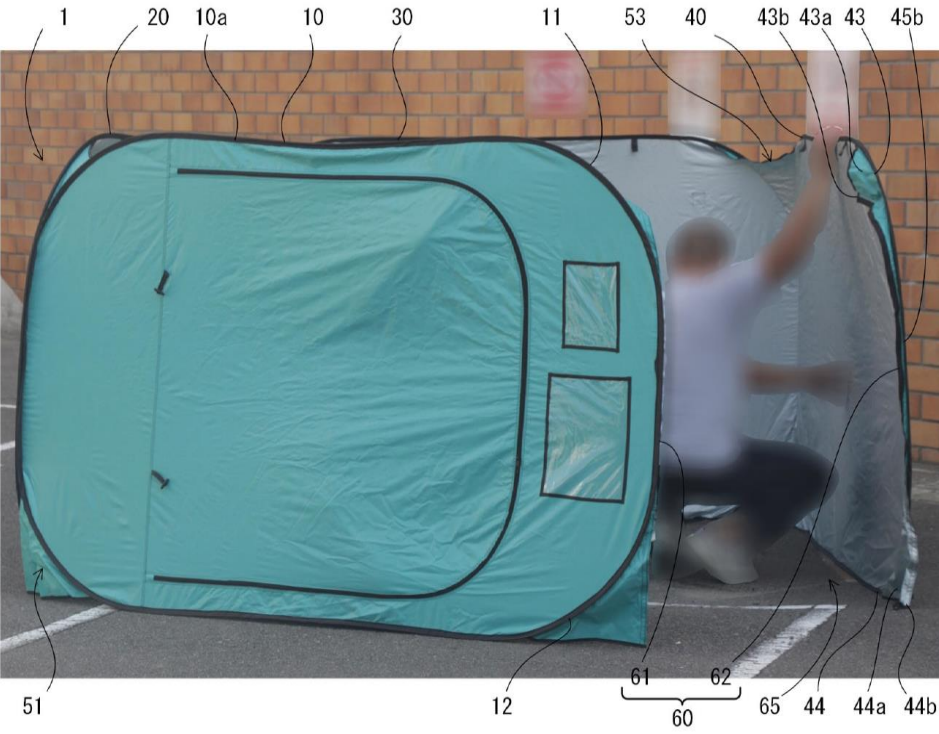
写真目録

1

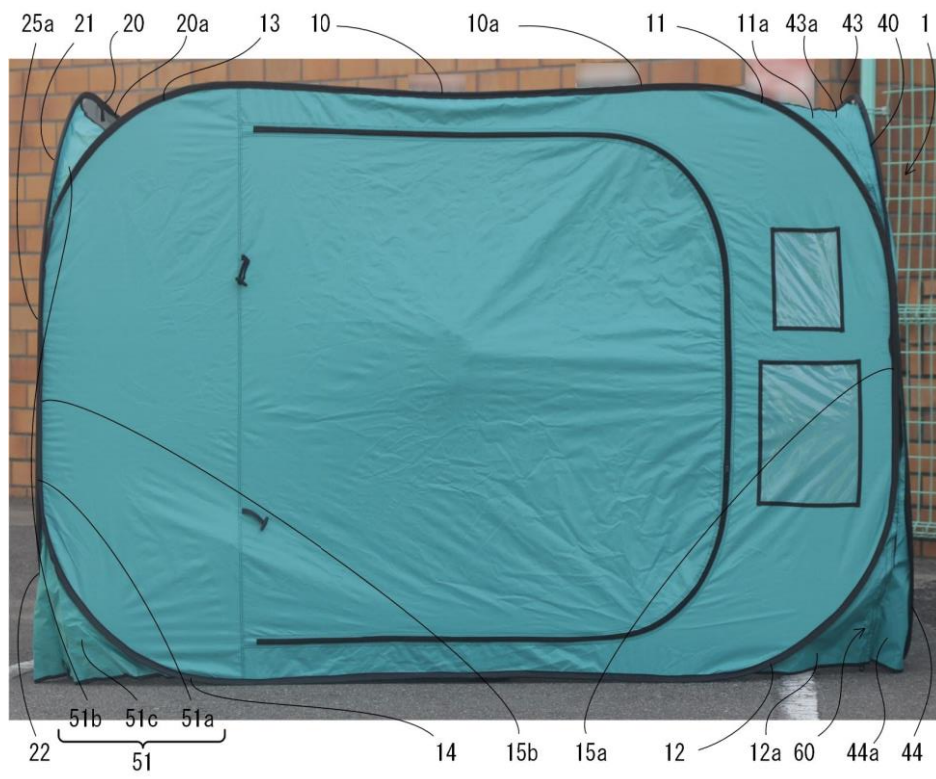


5

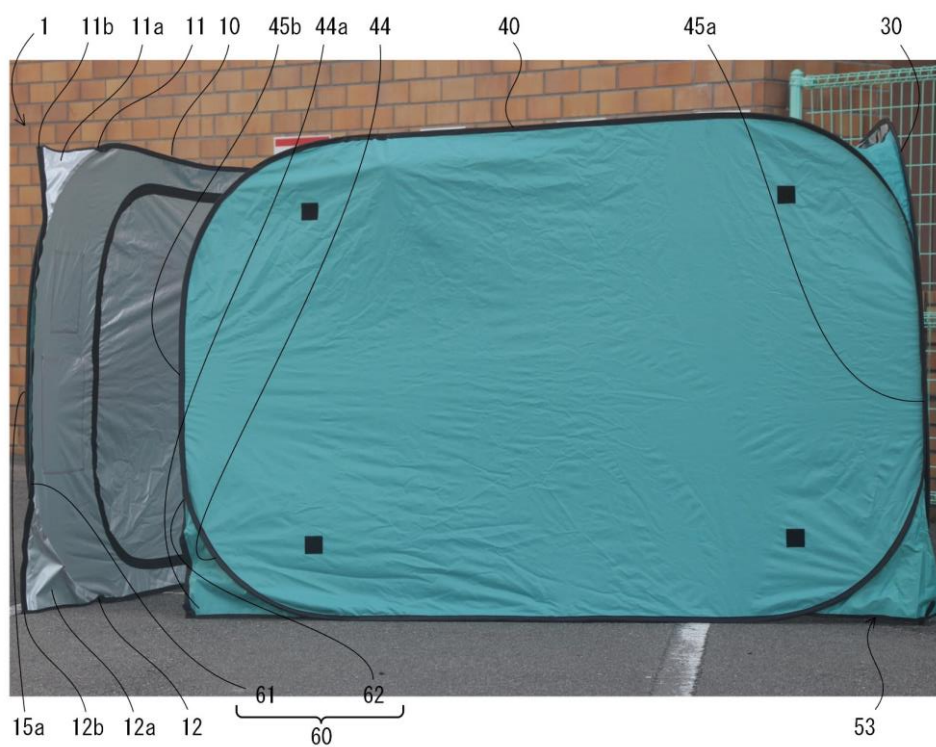
2



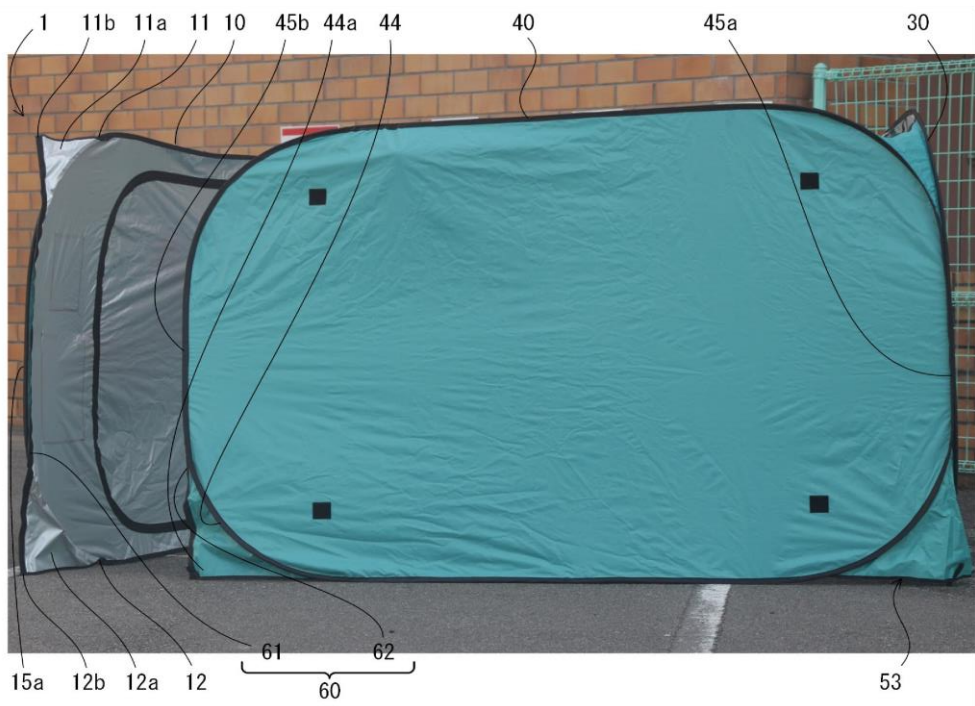
3



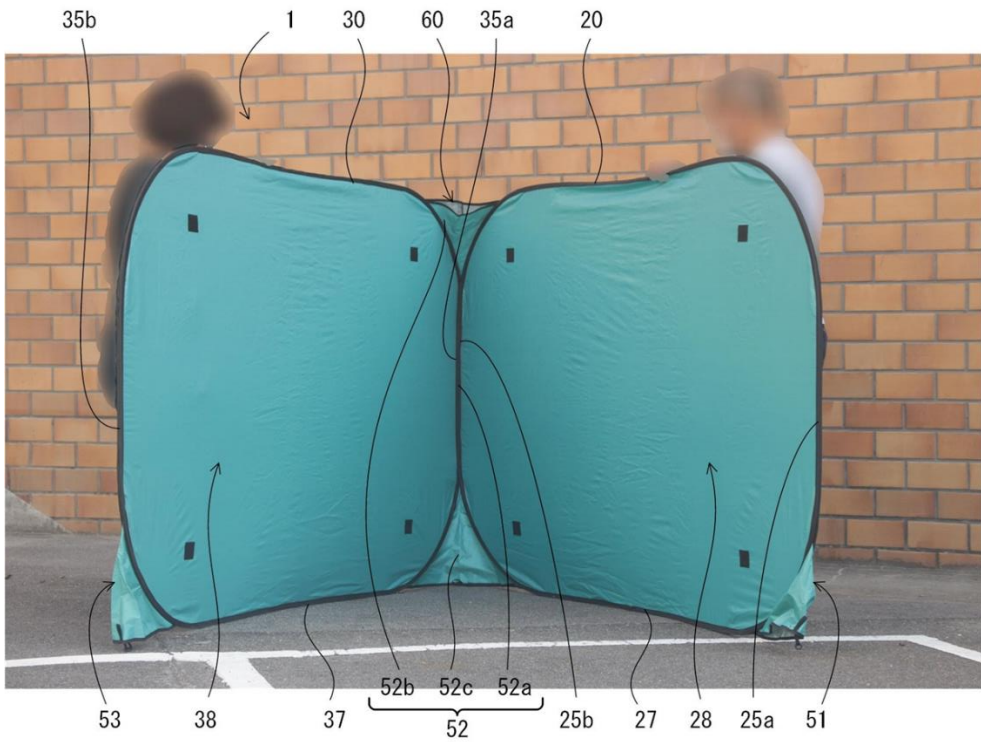
4

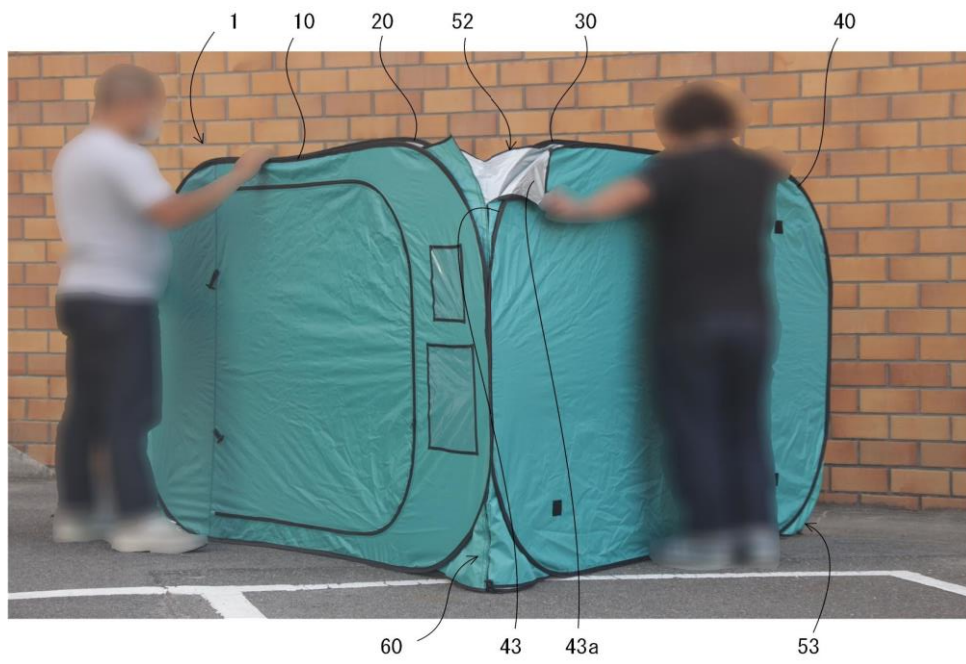


5



6

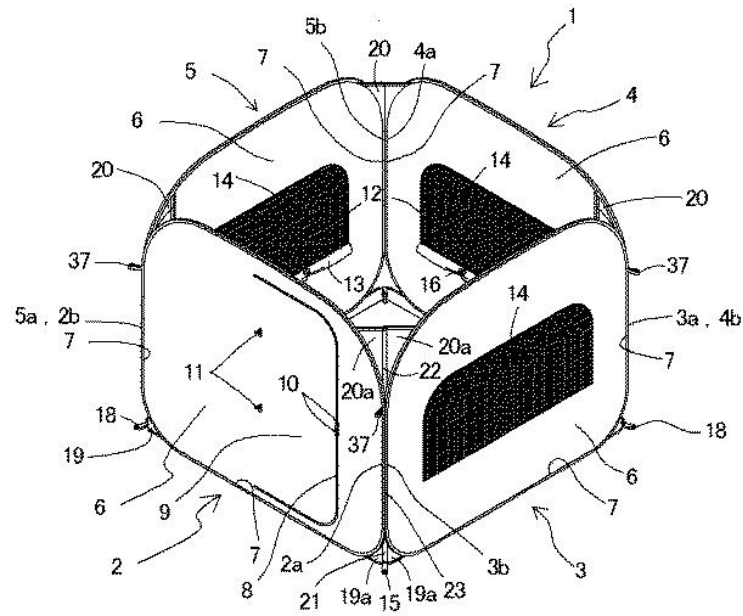




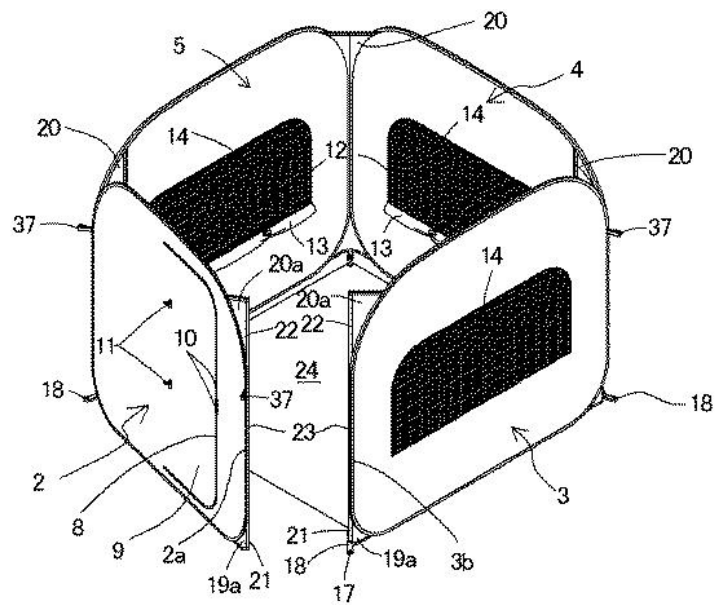
(別紙)

図面目録 1

【図 7】



【図 8】



(別紙)

図面目録 2

図 1 A

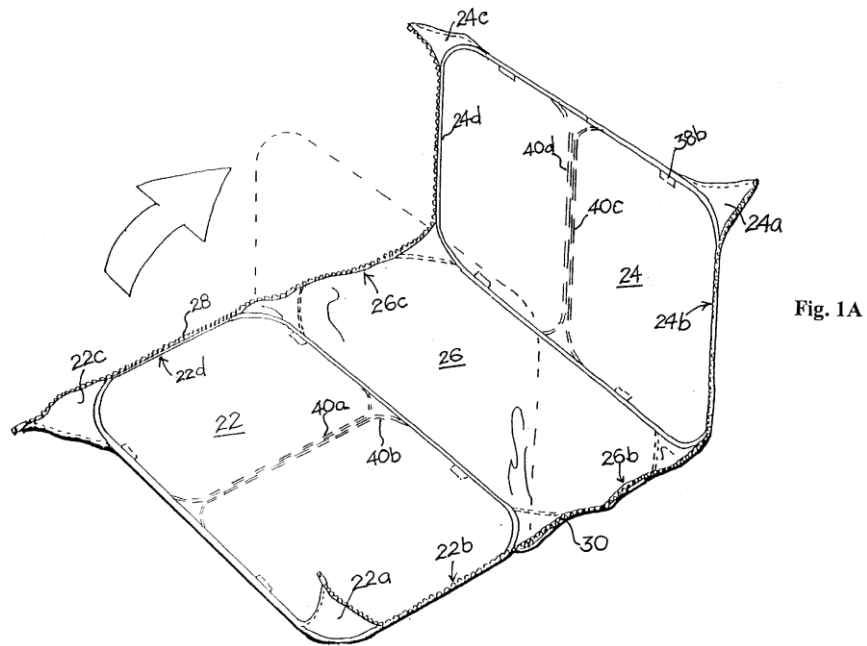


図 1 C

